第６章

作 成 経 過 の 概 要

# １ 作 成 の 基 本 原 則

1. 逆行列係数の型 *I*  *A*1 型と*I*  *I*  *M*ˆ *A*1 型とした。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)対 | 象 | 年 | 次 | 平成 23 年 |
| (2)部 | 門 | 分 | 類 | 分類は原則として生産活動単位とし、公表部門は 108、40、15 部門とした。 |
| (3)表 | の | 形 | 式 | 地域内競争移輸入型とした。 |
| (4)価 | 格 | 評 | 価 | 生産者価格評価とした。 |

1. 屑・副産物の取り扱い 再生資源回収・加工処理部門には屑・副産物の回収及び加工に係る経費のみを計上することとした。

# ２ 作 成 作 業 の 経 過

1. 平成 23 年度 表作成のための特別調査「青森県商品流通調査」の準備
2. 平成 24 年度 表作成のための特別調査「青森県商品流通調査」の実施
3. 平成 25 年度 既存資料の整備、資料収集
4. 平成 26 年度 部門別品目別生産額の推計
5. 平成 27 年度 部門別品目別生産額の推計（継続）
6. 平成 28 年度 部門別品目別生産額の推計（継続）、粗付加価値部門、最終需要部門の推計バランス調整、雇用表の推計、結果分析、報告書作成、公表

# ３ 部門の概念と範囲

1. 内生部門
   1. 農業部門

この部門は、耕種農業、畜産、農業サービスからなり、農産加工品は製造業に含める。生産額には、収穫物・漁獲物のほか、きゅう肥等の副産物及び動植物の成長肥大分を含み、農家の自家消費分についても計上する。

農業サービスは、獣医業、土地改良区、ライスセンター、青果物共同選果場等からなる。

* 1. 林業部門

この部門は育林、素材、特用林産物（狩猟業を含む。）からなり、育林は山行き苗木（造林用）の生産活動と造林及び林木の保育・保護の活動を範囲とする。

* 1. 漁業部門

この部門は、海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業からなり、水産加工品は製造業に含める。

* 1. 鉱業部門

この部門は、金属鉱物、石炭・原油・天然ガス、非金属鉱物（砂利・採石、砕石、石灰石、窯業原料鉱物、他に分類されない鉱物）からなる。金属鉱物、非金属鉱物は、掘採及び選鉱活動を範囲とし、製錬、精製は製造業部門に含まれる。

* 1. 製造業部門

この部門は、日本標準産業分類の大分類Ｅ「製造業」を主体とし、同分類Ｉ「卸売業・小売業」における製造小売のうち製造活動分も含める。

* 1. 建設部門

この部門は、建築（住宅建築、非住宅建築）、建設補修、公共事業、その他の土木建設からなる。

① 建 築

木造、非木造及び住宅、非住宅に区分し、新築、増築、改築の工事額を生産額とする。

② 建設補修

建築物（住宅及び非住宅）及び土木建設物に関する経常的補修工事を範囲とする。ただし、本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修については本部門の活動とせず建築等それぞれの部門に含める。

③ 公共事業

公共事業は、新築工事のほか維持補修工事を含める。

④ その他の土木建設

その他の土木建設は、公共事業以外の土木建設工事で、鉄道軌道・電力施設・電気通信施設の各設備の取替補修工事も含める。

* 1. 電力・ガス・水道部門

この部門は、電力・ガス・熱供給（電力（自家発電を含む）、都市ガス、熱供給業）と水道

（上水道・簡易水道、工業用水、下水道）の活動を範囲とする

* 1. 商業部門

この部門は、卸売と小売部門からなり、売上額から仕入額を差し引いた商業マージンを生産額とする。ただし、製造小売業のうちの製造活動部分はそれぞれの製造業部門に含める。

* 1. 金融・保険部門

① 金 融

金融市場において、金融資産及び負債の取引を行う活動であり、その生産額は、金融仲介サービスによる付加価値である「ＦＩＳＩＭ」と手数料収入である「手数料」の合計である。

② 保 険

この部門は、日本標準産業分類の中分類 67「保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）」の活動とし、生命保険と損害保険に分けられる。

* 1. 不動産部門

この部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料からなる。

不動産仲介及び賃貸は、不動産の売買・賃借・交換の代理・仲介手数料及び不動産管理手数料と不動産賃貸料等である。

住宅賃貸料は、住宅の使用によって生じるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の住居部分の粗賃貸料である。なお、持ち家、給与住宅については、帰属家賃も含まれる。

* 1. 運輸・郵便部門

この部門は、鉄道輸送、道路輸送（自家輸送除く）、自家輸送、水運、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、運輸付帯サービス、郵便・信書便からなる。

* 1. 情報通信

この部門は、通信、放送、情報サービス、インターネット付随サービス、映像・音声・文字情報制作からなる。なお、民間放送、有線放送、インターネット付随サービス、新聞、出版の生産額には広告料収入を含める。

* 1. 公務部門

この部門は、中央政府、地方政府関係の政府サービス生産者から、「準公務」に格付けされる部門（教育、研究、保健衛生、社会福祉、下水道等）を除いたものとする。

* 1. サービス部門

この部門は、廃棄物処理、教育・研究、医療・福祉、その他の非営利団体サービス、対事業所サービス、対個人サービスからなる。

* 1. 事務用品部門

この部門は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とする仮設部門である。

* 1. 分類不明部門

この部門は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

1. 外生部門
   1. 最終需要部門

最終需要部門は、家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、一般政府消費支出（社会資本等減耗分）、県内総固定資本形成（公的・民間）、在庫純増、調整項及び移輸出からなる。これらの最終需要の合計から家計外消費支出を除き、さらに、移輸入を引くと県民経済計算における県内総生産（支出側）の概念とほぼ一致する。

① 家計外消費支出（列）

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）である。

② 民間消費支出

民間消費支出は、家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出とからなる。

家計消費支出とは、家計の財・サービスに対する消費額から、同種の販売額（中古品と屑） を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。医療及び介護については家計の負担分のみ計上する。

対家計民間非営利団体消費支出とは、対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費に等しい。

③ 一般政府消費支出

一般政府消費支出とは、中央政府消費支出と地方政府消費支出からなり、中央政府及び地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額から、他の部門に対するサービスの販売額（国公立病院の医療収入、国公立学校の授業料など）を差し引いたもの、つまり、中央政府及び地方政府の自己消費額に等しい。

④ 一般政府消費支出（社会資本等減耗分）

中央政府及び地方政府に分類される政府サービス生産者の保有する道路、ダム及び防波堤等の建物、構築物等の資産（社会資本）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

⑤ 県内総固定資本形成

この部門は、一般政府（国出先機関、県、市町村）や公的企業からなる「公的」と、家計、民間企業、対家計民間非営利団体及び対企業民間非営利団体からなる「民間」とに分かれ、県内における建設物、機械、装置など固定資産の購入及び固定資産の振替からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、購入価格を除いた造成・改良費が計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が１年以上で単価が 10 万円以上のものである。ただし、１品目では 10 万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

通常の資産の維持・修理等は資本形成としないが、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成となる。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成とに計上する。

⑥ 在庫純増

この部門は、生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなっており、これらの在庫品を産業連関表の品目分類にしたがって分類し、その物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものを計上している。

また、本来、在庫は、物財が対象と考えられるが、商業者や使用者（企業）の手中にある物資には、流通の過程で商業マージンや運賃が付加されたと考えられるので、それぞれ商業部門、運輸部門の在庫純増として計上している。

⑦ 調 整 項

輸出業者を経由する、輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。

⑧ 移 輸 出

この部門は、県内に所在する事業所又は個人が県外（国外）に対して行った財及びサービスの移輸出である。この場合、県外産品が本県を通過して県外に出ていった、いわゆる再移出は含まれない。ただし、再移出にかかる県内商業・運輸業者の商業マージン・運賃分はそれぞれの生産額に含まれ、マージンの移輸出と考えられる。また、県外人による県内消費は移輸出として取り扱うが、要素所得の取引や金融的な取引は移輸出に含めない。

⑨ 移 輸 入

この部門は、県内事業所並びに個人が他地域と行った産業連関表上の財及びサービスの移輸入をいうが、その取り扱い方法には競争移輸入型と非競争移輸入型の２つがあり、本県では競争移輸入型を採用している。この競争移輸入型によると、総需要から移輸入分を差し引いた残りが県内生産額と一致する。つまり、県内産品と移輸入品を区別せず、すべての移輸入品を県産品と競争的に取り扱い、最後にマイナスの需要としてバランスを保たせている。

* 1. 粗付加価値部門

粗付加価値部門は、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、資本減耗引当

（社会資本等減耗分）、間接税（関税・輸入品商品税を除く。）、（控除）経常補助金からなる。この粗付加価値から家計外消費支出を除いたものが県民経済計算における県内総生産とほぼ概念が一致する。

① 家計外消費支出（行）

省略（前述最終需要部門の家計外消費支出と同概念）

② 雇用者所得

雇用者所得とは、県内の民間企業及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払ベースであり、雇用者の受け取りベースではない。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

③ 営業余剰

営業余剰とは、粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子などから構成され、営業外収入である受取利子や受取配当は含めない。これは、各部門を生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。

④ 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用を資本減耗引当といい、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

⑤ 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

一般政府の保有する社会資本に係る資本減耗引当である。（前述最終需要部門の一般政府消費支出（社会資本等減耗分）を参照）

⑥ 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

間接税は、財サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。

また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

⑦ （控除）経常補助金

経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側で収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

# ４ 部 門 分 類 表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 15部門 | | 40部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 01 | 農業 | 01 | 農業(1/2) | 001 | 耕種農業 | 米、稲わら、小麦（国産）、小麦（輸入）、大麦（国産）、大麦（輸入）、かんしょ、ばれいしょ、大豆（ 国産）、大豆（輸入）、その他の豆類、野菜、かんきつ、りんご、その他の果実、砂糖原料作物、コーヒー豆・カカオ豆（輸入）、その他の飲料用作物、雑穀、油糧作物、他に分類されない食用耕種作物、飼料作物、種苗、花き・花木類、葉たばこ、生ゴム（輸入）、綿花（輸入）、他に分類されない非食  用耕種作物 |
| 02 | 畜産 | 002 | 畜産 | 生乳、その他の酪農生産物、肉用牛、豚、鶏卵、肉鶏、羊毛、他に分類され  ない畜産 |
| 01 | 農業(2/2) | 003 | 農業サービス | 獣医業、農業サービス（獣医業を除  く。） |
| 02 | 林業 | 03 | 林業 | 004 | 林業 | 育林、素材（国産）、素材（輸入）、  特用林産物（狩猟業を含む。） |
| 03 | 漁業 | 04 | 漁業 | 005 | 漁業 | 海面漁業（ 国産） 、海面漁業（ 輸  入）、海面養殖業、内水面漁業・養殖業 |
| 04 | 鉱業 | 05 | 鉱業 | 006 | 金属鉱物 | 鉄鉱石、非鉄金属鉱物 |
| 007 | 石炭・原油・天  然ガス | 石炭、原油、天然ガス |
| 008 | 非金属鉱物 | 砂利・採石、砕石、石灰石、窯業原料鉱物（石灰石を除く。）、他に分類さ  れない鉱物 |
| 05 | 製造業(1/2) | 06 | 飲食料品 | 009 | 食料品 | 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉、と畜 副 産 物 （ 肉 鶏 処 理 副 産 物 を含む。）、肉加工品、畜産びん・かん詰、飲用牛乳、乳製品、冷凍魚介類、塩・干・くん製品、水産びん・かん詰、ねり製品、その他の水産食品、精米、その他の精穀、小麦粉、その他の製粉、めん類、パン類、菓子類、農産びん・かん詰、農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）、精製糖、その他の砂糖・副産物、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖、植物油脂、動物油脂、加工油脂、植物原油かす、調味料、冷凍調理食品、レトルト食品、そう菜・すし・弁当、学校給食（国公立）、学校給食（私立）、その他の食  料品 |
| 010 | 飲料 | 清酒、ビール類、ウイスキー類、その他の酒類、茶・コーヒー、清涼飲料、  製氷 |
| 011 | 飼料・有機質肥料  (別掲を除く。) | 飼料、有機質肥料（別掲を除く。） |
| 012 | たばこ | たばこ |
| 07 | 繊維製品 | 013 | 繊維工業製品 | 紡績糸、綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）、絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）、その他の織物、ニット生地、染色整理、綱・網、他に  分類されない繊維工業製品 |
| 014 | 衣服・その他の繊維既製品 | 織物製衣服、ニット製衣服、その他の衣服・身の回り品、寝具、じゅうたん・床敷物、繊維製衛生材料、他に分  類されない繊維既製品 |
| 08 | パルプ・紙・木  製品 | 015 | 木材・木製品 | 製材、合板・集成材、木材チップ、建  設用木製品、他に分類されない木製品 |

## 内生部門

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 15部門 | | 40部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 05 | 製造業(1/2) | 08 | パルプ・紙・木製品 | 016 | 家具・装備品 | 木製家具、金属製家具、木製建具、そ  の他の家具・装備品 |
| 017 | パルプ・紙・板紙・加工紙 | パルプ、古紙、洋紙・和紙、板紙、段ボール、塗工紙・建設用加工紙 |
| 018 | 紙加工品 | 段ボール箱、その他の紙製容器、紙製衛生材料・用品、その他のパルプ・  紙・紙加工品 |
| 23 | その他の製造工  業製品(1/3) | 019 | 印刷・製版・製  本 | 印刷・製版・製本 |
| 09 | 化学製品 | 020 | 化学肥料 | 化学肥料 |
| 021 | 無機化学工業製品 | ソーダ灰、か性ソーダ、液体塩素、その他のソーダ工業製品、酸化チタン、カーボンブラック、その他の無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、原塩、塩、その他の無機化学工業製品 |
| 022 | 石油化学基礎製品 | エチレン、プロピレン、その他の石油化学基礎製品、純ベンゼン、純トルエン、キシレン、その他の石油化学系芳  香族製品 |
| 023 | 有機化学工業製品（ 石油化学基礎 製 品 を 除く。） | 合成アルコール類、酢酸、二塩化エチレン、アクリロニトリル、エチレングリコール、酢酸ビニルモノマー、その他の脂肪族中間物、スチレンモノマー、合成石炭酸、テレフタル酸（高純度）、カプロラクタム、その他の環式中間物、合成染料・有機顔料、合成ゴム、メタン誘導品、可塑剤、その他  の有機化学工業製品 |
| 024 | 合成樹脂 | 熱硬化性樹脂、ポリエチレン（低密度）、ポリエチレン（高密度）、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、高機能性樹脂、その他の合成  樹脂 |
| 025 | 化学繊維 | レーヨン・アセテート、合成繊維 |
| 026 | 医薬品 | 医薬品 |
| 027 | " 学 最 終 製 品  （ 医 薬 品 を 除く。） | 油脂加工製品、石けん・合成洗剤、界面活性剤、化粧品・歯磨、塗料、印刷インキ、写真感光材料、農薬、ゼラチン・接着剤、触媒、他に分類されない  化学最終製品 |
| 10 | 石油・石炭製品 | 028 | 石油製品 | ガソリン、ジェット燃料油、灯油、軽油、Ａ重油、Ｂ重油・Ｃ重油、ナフサ、液化石油ガス、その他の石油製品 |
| 029 | 石炭製品 | コークス、その他の石炭製品、舗装材料 |
| 11 | プラスチック・ゴム | 030 | プラスチック製品 | プラスチックフィルム・シート、プラスチック板・管・棒、プラスチック発泡製品、工業用プラスチック製品、強化プラスチック製品、プラスチック 製容器、プラスチック製日用雑貨・食卓用品、その他のプラスチック製品 |
| 031 | ゴム製品 | タイヤ・チューブ、ゴム製・プラス  チック製履物、その他のゴム製品 |
| 23 | その他の製造工  業製品(2/3) | 032 | な め し 革 ・ 毛  皮・同製品 | 革製履物、製革・毛皮、かばん・袋  物・その他の革製品 |
| 12 | 窯業・土石製品 | 033 | ガラス・ガラス製品 | 板ガラス、安全ガラス・複層ガラス、ガラス繊維・同製品、ガラス製加工素材、他に分類されないガラス製品 |
| 034 | セメント・セメ  ント製品 | セメント、生コンクリート、セメント  製品 |
| 035 | 陶磁器 | 建設用陶磁器、工業用陶磁器、日用陶  磁器 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 15部門 | | 40部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 05 | 製造業(1/2) | 12 | 窯業・土石製品 | 036 | その他の窯業・土石製品 | 耐火物、その他の建設用土石製品、炭素・黒鉛製品、研磨材、その他の窯  業・土石製品 |
| 13 | 鉄鋼 | 037 | 銑鉄・粗鋼 | 銑鉄、フェロアロイ、粗鋼（転炉）、  粗鋼（電気炉）、鉄屑 |
| 038 | 鋼材 | 普通鋼形鋼、普通鋼鋼板、普通鋼鋼帯、普通鋼小棒、その他の普通鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、普通鋼鋼管、特殊鋼鋼管、普通鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼  材 |
| 039 | 鋳鍛造品 | 鍛鋼、鋳鋼、鋳鉄管、鋳鉄品、鍛工品  （鉄） |
| 040 | その他の鉄鋼製  品 | 鉄鋼シャースリット業、その他の鉄鋼  製品 |
| 14 | 非鉄金属 | 041 | 非鉄金属製錬・精製 | 銅、鉛・亜鉛（再生を含む。）、アルミニウム（再生を含む。）、その他の  非鉄金属地金、非鉄金属屑 |
| 042 | 非鉄金属加工製品 | 電線・ケーブル、光ファイバケーブル、伸銅品、アルミ圧延製品、非鉄金属素形材、核燃料、その他の非鉄金属  製品 |
| 15 | 金属製品 | 043 | 建設・建築用金  属製品 | 建設用金属製品、建築用金属製品 |
| 044 | その他の金属製品 | ガス・石油機器・暖厨房機器、ボルト・ナット・リベット・スプリング、金属製容器・製缶板金製品、配管工事附属品、粉末や金製品、刃物・道具類、金属プレス製品、金属線製品、他  に分類されない金属製品 |
| 16 | はん用機械 | 045 | はん用機械 | ボイラ、タービン、原動機、ポンプ・圧縮機、運搬機械、冷凍機・温湿調整装置、ベアリング、動力伝導装置、他  に分類されないはん用機械 |
| 17 | 生産用機械 | 046 | 生産用機械 | 農業用機械、建設・鉱山機械、繊維機械、食品機械・同装置、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械、化 学機械、鋳造装置、プラスチック加工機械、金属工作機械、金属加工機械、機械工具、半導体製造装置、金型、真空装置・真空機器、ロボット、その他の  生産用機械 |
| 18 | 業務用機械 | 047 | 業務用機械 | 複写機、その他の事務用機械、自動販売機、娯楽用機器、その他のサービス用機器、計測機器、医療用機械器具、  光学機械・レンズ、武器 |
| 19 | 電子部品 | 048 | 電子デバイス | 電子管、半導体素子、集積回路、液晶  パネル |
| 049 | その他の電子部  品 | 磁気テープ・磁気ディスク、電子回  路、その他の電子部品 |
| 20 | 電気機械 | 050 | 産業用電気機器 | 発電機器、電動機、変圧器・変成器、開閉制御装置・配電盤、配線器具、内燃機関電装品、その他の産業用電気機  器 |
| 051 | 民生用電気機器 | 民生用エアコンディショナ、民生用電気機器（エアコンを除く。） |
| 052 | 電子応用装置・  電気計測器 | 電子応用装置、電気計測器 |
| 053 | その他の電気機  械 | 電球類、電気照明器具、電池、その他  の電気機械器具 |
| 21 | 情報・通信機器 | 054 | 通信機械・同関連機器 | ビデオ機器・デジタルカメラ、電気音響機器、ラジオ・テレビ受信機、有線電気通信機器、携帯電話機、無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）、そ  の他の電気通信機器 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 15部門 | | 40部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 05 | 製造業(1/2) | 21 | 情報・通信機器 | 055 | 電子計算機・同附属装置 | パーソナルコンピュータ、電子計算機本体（パソコンを除く。）、電子計算  機附属装置 |
| 22 | 輸送機械 | 056 | 乗用車 | 乗用車 |
| 057 | その他の自動車 | トラック・バス・その他の自動車、二  輪自動車 |
| 058 | 自動車部品・同  附属品 | 自動車用内燃機関、自動車部品 |
| 059 | 船舶・同修理 | 鋼船、その他の船舶、舶用内燃機関、  船舶修理 |
| 060 | その他の輸送機械・同修理 | 鉄道車両、鉄道車両修理、航空機、航空機修理、自転車、産業用運搬車両、  他に分類されない輸送機械 |
| 23 | その他の製造工業製品(3/3) | 061 | その他の製造工業製品 | がん具、運動用品、身辺細貨品、時計、楽器、筆記具・文具、畳・わら加工品、情報記録物、その他の製造工業  製品 |
| 062 | 再生資源回収・  加工処理 | 再生資源回収・加工処理 |
| 06 | 建設 | 24 | 建設 | 063 | 建築 | 住宅建築（木造）、住宅建築（非木造）、非住宅建築（木造）、非住宅建  築（非木造） |
| 064 | 建設補修 | 建設補修 |
| 065 | 公共事業 | 道路関係公共事業、河川・下水道・そ  の他の公共事業、農林関係公共事業 |
| 066 | その他の土木建  設 | 鉄道軌道建設、電力施設建設、電気通  信施設建設、その他の土木建設 |
| 07 | 電力・ガス・水 | 25 | 電力・ガス・熱供給 | 067 | 電力 | 事業用電力、自家発電 |
| 068 | ガス・熱供給 | 都市ガス、熱供給業 |
| 26 | 水道 | 069 | 水道 | 上水道・簡易水道、工業用水、下水道 |
| 14 | サービス(1/2) | 27 | 廃棄物処理 | 070 | 廃棄物処理 | 廃棄物処理（公営）、廃棄物処理（産  業） |
| 08 | 商業 | 28 | 商業 | 071 | 商業 | 卸売、小売 |
| 09 | 金融・保険 | 29 | 金融・保険 | 072 | 金融・保険 | 公的金融（ＦＩＳＩＭ）、民間金融  （ Ｆ Ｉ Ｓ Ｉ Ｍ ） 、公的金融（ 手数料）、民間金融（手数料）、生命保険、損害保険 |
| 10 | 不動産 | 30 | 不動産 | 073 | 不動産仲介及び  賃貸 | 不動産仲介・管理業、不動産賃貸業 |
| 074 | 住宅賃貸料 | 住宅賃貸料 |
| 075 | 住宅賃貸料（ 帰  属家賃） | 住宅賃貸料（帰属家賃） |
| 11 | 運輸・郵便 | 31 | 運輸・郵便 | 076 | 鉄道輸送 | 鉄道旅客輸送、鉄道貨物輸送 |
| 077 | 道路輸送（ 自家  輸送を除く。） | バス、ハイヤー・タクシー、道路貨物  輸送（自家輸送を除く。） |
| 078 | 自家輸送 | 自家輸送（旅客自動車）、自家輸送  （貨物自動車） |
| 079 | 水運 | 外洋輸送、沿海・内水面旅客輸送、沿  海・内水面貨物輸送、港湾運送 |
| 080 | 航空輸送 | 国際航空輸送、国内航空旅客輸送、国  内航空貨物輸送、航空機使用事業 |
| 081 | 貨物利用運送 | 貨物利用運送 |
| 082 | 倉庫 | 倉庫 |
| 083 | 運輸附帯サービス | こん包、道路輸送施設提供、水運施設管理、水運附帯サービス、航空施設管理（ 国公営） 、航空施設管理（ 産業）、航空附帯サービス、旅行・その他の運輸附帯サービス |
| 084 | 郵便・信書便 | 郵便・信書便 |
| 12 | 情報通信 | 32 | 情報通信 | 085 | 通信 | 固定電気通信、移動電気通信、その他の電気通信、その他の通信サービス |
| 086 | 放送 | 公共放送、民間放送、有線放送 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 15部門 | | 40部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 12 | 情報通信 | 32 | 情報通信 | 087 | 情報サービス | ソフトウェア業、情報処理・提供サー  ビス |
| 088 | インターネット  附随サービス | インターネット附随サービス |
| 089 | 映像・音声・文  字情報制作 | 映像・音声・文字情報制作業、新聞、  出版 |
| 13 | 公務 | 33 | 公務 | 090 | 公務 | 公務（中央）、公務（地方） |
| 14 | サービス(2/2) | 34 | 教育・研究 | 091 | 教育 | 学校教育（国公立）、学校教育（私立）、社会教育（国公立）、社会教育  （非営利）、その他の教育訓練機関  （国公立）、その他の教育訓練機関  （産業） |
| 092 | 研究 | 自然科学研究機関（国公立）、人文科学研究機関（国公立）、自然科学研究機関（非営利）、人文科学研究機関  （非営利）、自然科学研究機関（産業）、人文科学研究機関（産業）、企  業内研究開発 |
| 35 | 医療・福祉 | 093 | 医療 | 医療（入院診療）、医療（入院外診療）、医療（歯科診療）、医療（調  剤）、医療（その他の医療サービス） |
| 094 | 保健衛生 | 保健衛生（国公立）、保健衛生（産業） |
| 095 | 社会保険・社会福祉 | 社会保険事業、社会福祉（国公立）、社会福祉（非営利）、社会福祉（産業） |
| 096 | 介護 | 介護（施設サービス）、介護（施設サービスを除く。） |
| 36 | その他の非営利  団体サービス | 097 | その他の非営利  団体サービス | 対企業民間非営利団体、対家計民間非  営利団体（別掲を除く。） |
| 37 | 対事業所サービス | 098 | 物品賃貸サービス | 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業、建設機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業、スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業、貸自動車業 |
| 099 | 広告 | テレビ・ラジオ広告、新聞・雑誌・そ  の他の広告 |
| 100 | 自動車整備・機  械修理 | 自動車整備、機械修理 |
| 101 | その他の対事業所サービス | 法務・財務・会計サービス、土木建築サービス、労働者派遣サービス、建物サービス、警備業、その他の対事業所  サービス |
| 38 | 対個人サービス | 102 | 宿泊業 | 宿泊業 |
| 103 | 飲食サービス | 飲食サービス |
| 104 | 洗濯・理容・美  容・浴場業 | 洗濯業、理容業、美容業、浴場業、そ  の他の洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 105 | 娯楽サービス | 映画館、興行場（映画館を除く。）・興行団、競輪・競馬等の競走場・競技団、スポーツ施設提供業・公園・遊園地、遊戯場、その他の娯楽 |
| 106 | その他の対個人サービス | 写真業、冠婚葬祭業、個人教授業、各種修理業（別掲を除く。）、その他の  対個人サービス |
| 05 | 製造業(2/2) | 39 | 事務用品 | 107 | 事務用品 | 事務用品 |
| 15 | 分類不明 | 40 | 分類不明 | 108 | 分類不明 | 分類不明 |
|  | 内生部門計 |  | 内生部門計 |  | 内生部門計 | 内生部門計 |

最終需要部門

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 15部門 | 40部門 | 108部門 | 摘要 |
| 名称 | 名称 | 名称 |
| 家計外消費支出（列） | 家計外消費支出（列） | 家計外消費支出（列） | 家計外消費支出（列） |
| 民間消費支出 | 民間消費支出 | 民間消費支出 | 家計消費支出、対家計民間非営利団  体消費支出 |
| 一般政府消費支出 | 一般政府消費支出 | 一般政府消費支出 | 中央政府集合的消費支出、地方政府  集合的消費支出、中央政府個別的消費支出、地方政府個別的消費支出 |
| 一般政府消費支出（社  会資本等減耗分） | 中央政府集合的消費支出（社会資本  等減耗分）、地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）、中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）、地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分） |
| 県内総固定資本形成 | 県内総固定資本形成  （公的） | 県内総固定資本形成  （公的） | 県内総固定資本形成（公的） |
| 県内総固定資本形成  （民間） | 県内総固定資本形成  （民間） | 県内総固定資本形成（民間） |
| 在庫純増 | 在庫純増 | 在庫純増 | 生産者製品在庫純増、半製品・仕掛  品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増 |
| 調整項 | 調整項 | 調整項 | 調整項 |
| 県内最終需要計 | 県内最終需要計 | 県内最終需要計 | 県内最終需要計 |
| 県内需要合計 | 県内需要合計 | 県内需要合計 | 県内需要合計 |
| 移輸出計 | 輸出 | 輸出 | 移出、輸出（普通貿易）、輸出（特  殊貿易）、輸出（直接購入） |
| 移出 | 移出 |
| 移輸出計 | 移輸出計 |
| 最終需要計 | 最終需要計 | 最終需要計 | 最終需要計 |
| 需要合計 | 需要合計 | 需要合計 | 需要合計 |
| （控除）移輸入計 | （控除）輸入 | （控除）輸入 | （控除）輸入（ 普通貿易）、（控  除）輸入（特殊貿易）、（控除）輸入（直接購入） 、（ 控除）関税、  （控除）輸入品商品税、（控除）移入 |
| （控除）移入 | （控除）移入 |
| （控除）移輸入計 | （控除）移輸入計 |
| 最終需要部門計 | 最終需要部門計 | 最終需要部門計 | 最終需要部門計 |
| 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 |

粗付加価値部門

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 15部門 | 40部門 | 108部門 | 摘要 |
| 名称 | 名称 | 名称 |
| 家計外消費支出（行） | 家計外消費支出（行） | 家計外消費支出（行） | 宿泊・日当、交際費、福利厚生費 |
| 雇用者所得 | 雇用者所得 | 雇用者所得 | 賃金・俸給、社会保険料（雇用主負  担）、その他の給与及び手当 |
| 営業余剰 | 営業余剰 | 営業余剰 | 営業余剰 |
| 資本減耗引当 | 資本減耗引当 | 資本減耗引当 | 資本減耗引当 |
| 資本減耗引当（社会資  本等減耗分） | 資本減耗引当（社会資本等減耗分） |
| 間接税（関税・輸入品  商品税を除く。） | 間接税（関税・輸入品  商品税を除く） | 間接税（関税・輸入品  商品税を除く） | 間接税（関税・輸入品商品税を除  く。） |
| （控除）経常補助金 | （控除）経常補助金 | （控除）経常補助金 | （控除）経常補助金 |
| 粗付加価値部門計 | 粗付加価値部門計 | 粗付加価値部門計 | 粗付加価値部門計 |
| 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 |